

京都市告示第 337 号

洛西ふれあいの里保養研修センターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市洛西ふれあいの里条例第 19 条ただし書の規定に基づき、洛西ふれあいの里保養研修センターの臨時開所（宿泊のための利用に限る。）について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 22 年 12 月 17 日

京都市長 門川 大作

洛西ふれあいの里保養研修センターについて、平成 22 年 12 月 31 日（金）から平成 23 年 1 月 3 日（月）までを臨時開所する。

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）